

参加無料

経営者・人事労務担当者のための

人事労務セミナー

今、知りたい！

労働時間の適正な把握のために

使用者が講ずべき措置に関するガイドライン

使用者の責務として、労働時間の適正な把握や記録が、ガイドライン（平成29年1月策定）で明確に示されました。着替えや清掃の時間が労働時間と判断される事例や、タイムカード等客観的な記録と申告時間の乖離が問題となるケースもあり、注意が必要です。

本セミナーでは、労働基準監督署の専門官がポイントをご紹介します。この機会に、ぜひご参加ください。

■ 開催概要 ■

- 日時 **2月 9日(金) 10:00~11:00**
- 会場 岡崎商工会議所 5階 特別研修室〔岡崎市竜美南1-2〕
- 講師 岡崎労働基準監督署 主任監督官 石川 真一 氏
- 主催 愛知県経営者協会 ○共催 岡崎商工会議所 就職情報室



愛知県経営者協会は、人事労務に関する問題を専門に扱う経済団体です。労使紛争や人事労務管理や賃金などの相談に応じているほか、経営者側の立場で各種委員会に参画し、労働に関する情報をタイムリーに発信します。

■お申し込み■

下記の申込書をご記入のうえ、FAXやE-mailにてご返信ください。

愛知県経営者協会 岡崎支部事務局（岡崎商工会議所内）：柴田佳奈・市川・原田
TEL 0564-53-6165 / FAX 0564-53-0101 / E-mail kashibata@okazakicci.or.jp

FAX (0564)53-0101 愛知県経営者協会 事務局(岡崎商工会議所) 行
「経営者・人事労務担当者のための人事労務セミナー」(2/9) 参加申込書

会社名		部署	
TEL		役職	
FAX		氏名	
人事労務上の課題があればご記入ください			

ご記入いただいた情報は、愛知県経営者協会からの各種連絡・情報提供のために利用するのをはじめ、講師へ参加者名簿として配布します。